

空家等対策における相談員制度等について（提案）

小金井市（以下「市」という。）における空家等への対策において、空家等対策協議会の委員として下記のとおり提案をさせていただきます。

記

1 提案内容

小金井市空家等対策計画の基本方針に基づき、空家等への対応において、空家等対策協議会員の協力を得る体制を整える。

空家等対策協議会として、具体的に活動ができる枠組みも作るべきと考え、その選択肢として、「空家等相談員制度」を提案する。

空家等の所有者には、いろいろな問題があり、それらを解決しないと空家等も減らない。

それら各所有者の諸々の問題（相続トラブル、管理知識の不足 etc）に対応する体制を提供する。

2 具体的な実施内容

(1) 空家等相談員制度の創設

市内にある特定空家等または管理不全空家等への対応において、市の依頼により（市のホームページ等に掲載）持ち主との交渉、売買、管理、原因となっている事項（相続等）解消等の対応活動を行う。

ただし、特定空家等または管理不全空家等に認定されていない空家等について、ホームページ等により直接問合せや相談を受けた場合、上記対応について活動を行う。

(2) 空家等相談員制度の構成

空家等対策協議会委員の所属する団体（以下「団体」という）の構成員から空家等相談員（以下「相談員」という）を推薦し市が認定する。

なお、相談員には、市から認定通知書と認定証を発行する。

認定通知書と認定証には、各団体の構成員資格（弁護士、建築士、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士など）も表示する。

相談員は、前号(1)の活動を行う際には、認定証を見やすい場所に掲示（首からぶら下げる等）する。

また、市のホームページにも氏名と資格を掲載する。

(3) 空家等相談員制度の活動報告と専門外分野の対応

特定空家等または管理不全空家等に対して、相談員は対応活動が終結した場合、又は一定期間進捗が図られない場合には、市へ報告を行う。

また、当初対応活動を行った相談員（以下「当初相談員」という）が活動途中で自己の専門分野以外の相談を受けたまたは発生した若しくは判明した場合には、市に報告し、市の指示に従って相談員所属団体へ協働依頼または移管もしくは当初相談員が対応する。

協働依頼または移管を受けた所属団体は、所属相談員の中から人選を行い、対応活動をする相談員を市へ通知する。

(4) 費用の支払い

空家等相談員制度に対する活動に対し、市から交通費・日当などの実費や謝礼などは支払わない。

ただし、所有者からの要望により、別途相談に係わる諸経費（相談料、交通費など）、売買、管理等が発生した場合には、特定空家または管理不全空家等の所有者から支払いを受けることができる。

(5) 費用の受取り

相談員が前号(4)の所有者から支払いを受ける費用は、対応活動をした相談員が受け取ることができる。なお、複数の相談員が対応活動した場合は、対応した空家等相談員で費用の分配を調整できる。

(6) その他

対応においてトラブル等がないように対応活動する。ただし、トラブル等が発生した場合には、対応活動した相談員の所属する団体及び市へ速やかに連絡をする。

例：国分寺市空き家相談員

3 調整事項

(1) 空家等相談員の派遣

- ・空家等対策協議会の委員の所属する団体の構成員としているが、相談員を推薦なしも可とする前提で、各団体のお考えをお聞きしたい。

(2) その他

本施策に対する各団体の意見

参考 1 小金井市空家等対策協議会の根拠法令

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議する。

参考 2 小金井市空家等対策計画

3 空家等対策の基本方針

3-1 基本的な考え方

空家等対策にあたっては、適正に管理が行われていない空家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなかで、その生活環境の保全を図る一方、空家等を地域活性の維持及び増進につながる資源として捉え、有効活用を促進していく必要があります。

また、今後は人口減少社会に突入し、少子化・高齢化が進展してくなかで、空家等のそもそもの発生を抑制することも重要です。

このような認識のもと、市及び所有者、関連事業者等がそれぞれの責務の下に、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

3-2 基本方針（①～⑤）

①空家等の発生予防

②空家等の適正管理の促進

③空家等の利活用の促進

④特定空家等への対応

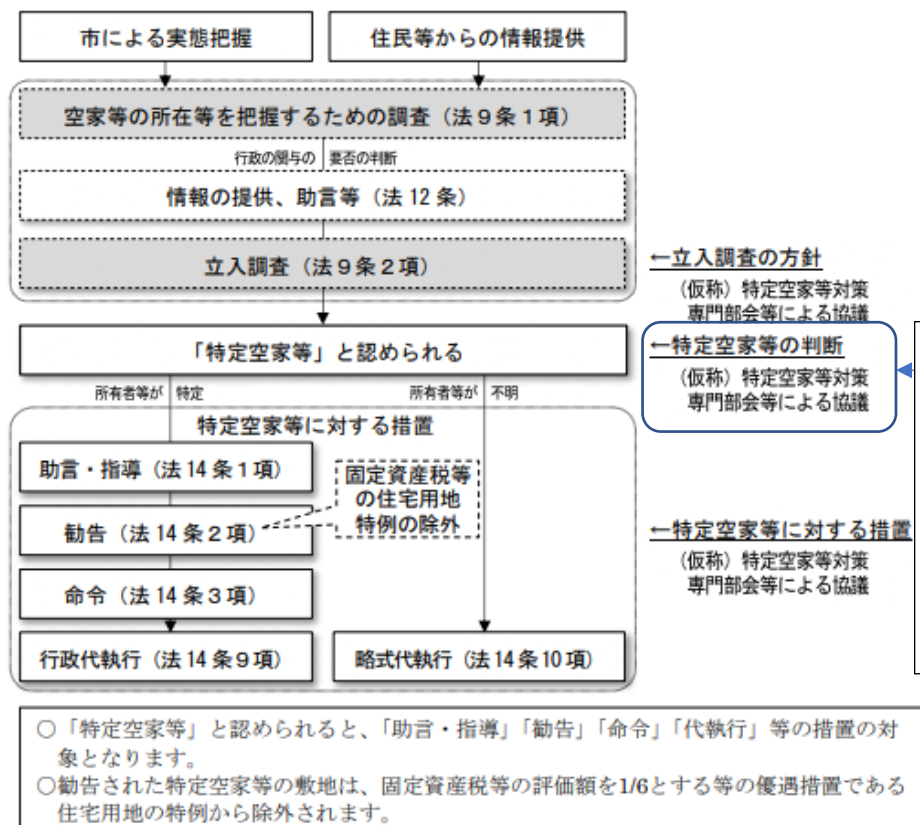
⑤空家等に関する相談機会の充実

7 特定空家等への対応（基本方針④）

7-1 特定空家等への措置

適正に管理されず、特定空家等と認められる空家等に対しては、法に基づき助言・指導、勧告等の措置を行うことで、生活環境の保全を図ります。

■特定空家等に対する措置のフロー（案）



7-2 （仮称）特定空家等対策専門部会等の設置

特定空家等に対する措置を適切に行うため、（仮称）特定空家等対策専門部会等を設置し、次に掲げる事項について協議を行います。

- （1）立入調査の方針
- （2）特定空家等の認定基準の策定及び特定空家等に該当するか否かの判断
- （3）特定空家等に対する措置の方針

参考4 フローチャート

